

公益財団法人山口県体育協会会長の専決事項に関する規程

(専決事項)

第1条 公益財団法人山口県体育協会の理事会の議決事項のうち、次に掲げる事項は、会長において専決処分することができるものとする。

- (1) 事業計画の変更のうち、早急に変更しなければ業務の執行に支障を及ぼす恐れがあると認められるもの。
- (2) 予算の補正で、前号の変更に伴い補正を必要とするもの又は軽易なもの
- (3) 規程の制定又は改廃のうち、早急に制定又は改廃しなければ業務の執行に支障を及ぼす恐れがあると認められるもの、又は軽易な改正に係るもの

(報告)

第2条 会長は、専決した事項について、次の理事会に報告し、その承認を求めなければならない。

附 則

この規程は、公益財団法人山口県体育協会の設立の登記の日（平成24年4月1日）から施行する。